

令和2年山辺町農業委員会第2回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年2月25日（火） 13時30分～15時00分

2. 開催場所 山辺町役場3階 委員会室（1）

3. 出席委員（8人）

1番	江口 順市	2番	佐藤 忠也
3番	佐藤 るみ子	4番	岡崎 政志
5番	渡邊 秀彦	6番	多田 美幸
7番	稲村 健	8番	会田 保兵衛

4. 欠席委員（0人）

5. 職務により総会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 吉田 郁男 農地係長 鎌上 寛史 主 事 木村 健太

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議第3号 農地法3条第1項の規定による許可申請について

議第4号 農用地利用集積計画に対する決定について

議第5号 非農地証明願について

議第6号 荒廃農地に係る非農地判断について

報告（1） 農地法第3条の3第1項による届出書の受理について

報告（2） 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認の報告について

報告（3） 農地改良届出書の受理について

7. 会議の概要

会長 ご苦労様です。只今より山辺町農業委員会第2回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。

事務局 はい。本日、出席委員は、8名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、山辺町農業委員会会議規則第4条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、会田会長にお願いします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長 それでは、1番江口順市委員と2番佐藤忠也委員よりお願いします。
これより、議事に入ります。議第3号「農地法3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局	はい。資料３ページからご説明いたします。 【議第３号、１番を議案書をもとに朗読】 以上よろしくご審議お願いします。
議長	ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。
岡崎委員	譲受人の方は寒河江市から通ってするという事でしょうか。
事務局	中山町に農地があり近いので、その延長で耕作するという事でした。
議長	何かありますか。無いようなので決を採ります。 議第３号「農地法３条第１項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願いします。次に、議第４号に入る前に、江口委員が借り人となっておりますので、農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により当該議案の開始から終了までの退席をお願いします。関係議案終了後に着席いただきます。 (江口委員退席)
議長	議第４号「農用地利用集積計画に対する決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。資料６ページからご説明いたします。 【議第４号、１０番から２６番を議案書をもとに朗読】 以上よろしくご審議お願いします。
議長	ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。
議長	１８番について内面積で記載ありますが、そのほかの部分は誰が耕作するのですか。
事務局	その他の部分が果樹になっていまして、本人が耕作すると聞いております。

議長	受付番号 11、12 番について、所有者が同じなので一つにまとめてもいいのではないかと。
事務局	受付番号 11、12 番につきましては、11 番は 1 名の名義であり、12 番は奥さんとの共有名義になっておりましたので二つに分かれております。
議長	他に何かありますか。無いようなので決を採ります。 議第 4 号「農用地利用集積計画に対する決定について」賛成委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	全員賛成です。よってこの件を決定しますのでよろしくお願いします。 (江口委員着席)
議長	次に議第 5 号「非農地証明願について」事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。資料 12 ページからご説明いたします。 【議第 5 号、1 番を議案書をもとに朗読】 以上よろしくご審議をお願いします。
議長	ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。
議長	非農地証明なのですが、引き続き周りも非農地になっていくのでしょうか。
事務局	こちらは、本人からの申請なので、周りについては今後の農地パトロールで B 分類になって非農地通知が出れば、周りも非農地となっていきます。
議長	他に何かありますか。無いようなので決を採ります。 議第 5 号「非農地証明願について」賛成委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願いします。次に議第 6 号「荒廃農地に係る非農地判断について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料１４ページからご説明いたします。

【議第６号、１番から１７８番を議案書をもとに朗読】

以上よろしくご審議お願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

議長

今回、事前に通知を出して戻って来なかったものはどういう対応をするのですか。

事務局

郵送して戻って来なかったものに関しましては、非農地にしても大丈夫だということで、リストに入っております。非農地にしないでほしいということで連絡のあったものに関しては、一度まとめて担当地区の委員さんに確認してもらい、その中でも非農地になるものは非農地にするというので今回のリストに入っております。

事務局

補足ですが、今回非農地にしないでほしいと来たところについては、来年度の農地パトロールの際に確認してもらい、耕作されているようであれば、そのまま農地として扱いますが、確認したうえで耕作されていないとなれば、事前確認をするまでもなく総会の議決を取り、非農地にするという事を考えております。

岡崎委員

わらび畑をしているということで何件かあがってきている。こちらから見ると荒れているが、わらび畑は見方によってはどちらとも捉えられる。植えている、刈っている、手入れしていると言われると何も言えない。

事務局

わらび畑については、手入れがされていない状況で出てきたものは特用林産物という事で、山林に付随する植物になります。なおかつ、春に収穫してその後の手入れがされない状態で周辺の農地に影響が出るようでは困りますので、しっかり管理していただく必要があります。地区ごとに諸事情もあるかと思いますが、そういった事を考慮したうえでご判断くださいますようお願いいたします。

稲村委員

非農地になって農家の下限面積を切ると農家でなくなるということか。

事務局

その通りです。

稲村委員

農家ではなくなるということでなくてよかったのか。

事務局

その意味も込めて非農地にしますということで事前に通知をしておりますので、しかたないのかと思います。

岡崎委員	それを解消するにはきれいに刈って手入れをしてもらわないとならない。
事務局	非農家になれば、農地の取得等の際に制限がかかるようになりますが、そういったことを考えている人は荒れた農地を出さないように管理していただく必要があります。
議長	地目変更について登録免許税はかかるのですか。
事務局	登録免許税はかかりません。
議長	他に何かありますか。無いようなので決を採ります。 議第 6 号「荒廃農地に係る非農地判断について」賛成委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	全員賛成です。よってこの件を決定しますのでよろしくお願いします。 次に、報告事項に入ります。「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。資料の 2 1 ページになります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について。 【報告 (1)、3 番から 8 番を議案書をもとに朗読】 以上で報告を終わります。
議長	これについて何か質問等ございますか。
佐藤忠也委員	7 番のリンゴ畑について作ってくれる人がいないか探したが、今の所いないという現状です。
事務局	事務局にはあっせんは出ていますが、まだ情報は来ていません。
議長	他に何かありますか。無いようです。 次に、「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の確認の報告について」事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。資料の 2 3 ページになります。農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の確認の報告について。 【報告 (2) 1 番から 6 番を議案書をもとに朗読】 以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

無いようです。

次に、「農地改良届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料の25ページになります。農地改良届出書の受理について。

【報告（3）、1番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

他に何かありますか。何も無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第2回総会を閉会いたします。